

阿賀町広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、阿賀町(以下「町」という。)が所有する公有財産、物品、印刷物等の資産(以下「町有資産」という。)を、民間企業等の広告の掲載、又は掲出するための広告媒体として有効活用することに関し、必要な事項を定めるとともに、民間企業等との協働を図りつつ、町の新たな財源を確保することにより、町民サービスの向上と地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「広告媒体」とは、次の町有資産のうち、広告掲載が可能なものをいう。

- (1) 町の広報その他の印刷物
- (2) 町のWEBページ
- (3) 町が所有する公用車
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が適当と認める町有資産

2 この要綱において「広告掲載」とは、民間企業等の広告を広告媒体に掲載し、又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載をしないものとする。

- (1) 町有資産の目的及び公共性を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反するもの若しくはそのおそれのあるもの
- (3) 町に納付すべき税を滞納しているもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの若しくはそのおそれのあるもの
- (5) 人権侵害、差別、名誉毀損となるもの若しくはそのおそれのあるもの
- (6) 政治性又は宗教性のあるもの

(7) 社会問題についての主義又は主張に係るもの

(8) 個人又は法人の名刺広告

(9) 美観風致を阻害するおそれのあるもの

(10) 内容又は責任の所在が不明確なもの

(11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(12) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの

(13) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載をすることが適当でないと町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準は、町長が別に定める。

(広告の募集)

第4条 広告を掲載しようとするときは、広告媒体を所管する課長はあらかじめ次に掲げる事項を記載した募集要項を定めるものとする。

(1) 広告媒体の種類

(2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等

- (3) 広告の募集方法
- (4) 広告の選定方法
- (5) 広告掲載料の予定価格

(6) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集に関し必要な事項

2 広告の募集は、公募とし、広報あが又は町のホームページに掲載すること等により行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、町長は、公募によらず広告主になりうる者への案内又は広告会社への広告掲載の募集の委託により、広告の募集を行うことができる。

(広告の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者は、広告媒体ごとの募集要項により定められた広告掲載申込書に掲載しようとする広告の原稿を添えて、町長が指定する期日までに申し込むものとする。

(広告の責任等)

第6条 広告の内容に関する一切の責任は、広告掲載をする者(以下「広告主」という。)が負うものとする。

2 原稿及び広告物の作成経費は、広告主の負担とする。

3 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、町長に対して保証するものとする。

4 第三者から、町に対して、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の自らの責任及び負担において解決するものとする。

(審査委員会の設置等)

第7条 広告掲載する広告の内容等を審査するため、阿賀町広告審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 町長は、第5条に規定する広告掲載の申込みがあったときは、審査会に意見を求め、当該広告の掲載可否を決定するものとする。

3 審査委員会の委員は、副町長、総務課長、企画観光課長、支所長、社会教育課長及び町長が指名する者をもって組織する。

4 審査委員会に委員長を置き、副町長がこれに充たる。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(審査委員会の会議)

第8条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審査委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(審査委員会の庶務)

第9条 審査委員会の庶務は、総務課行政管財係において処理する。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、町長が指定する期日までに、広告掲載料を一括納付するものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する事項が生じたときは、広告掲載契約の締結後でも、広告掲載の決定を取り消すことができる。この場合において、取り消しによって生じた損害に対しては、町はその責任を負わない。

(1) 虚偽の申込みによって掲載の決定がなされたとき。

(2) 町長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。

(3) 広告掲載について優先すべき事項及びやむを得ない事由が生じたとき。

(4) その他、町長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

2 町長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、広告主にその旨を広告掲載取消通知書(様式第1号)により通知しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第12条 広告掲載料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、町長は、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 広告主の責に帰さない事由により広告を掲載することができなくなったとき。

(2) その他町長が特に返還する必要があると認めたとき。

(物品による受入れ)

第13条 町長は、広告の掲載希望者が作成する封筒その他の広告が掲載された物品を受け入れることができる。

2 前項の規定による物品の受入れについては、町長がその可否を決定するものとする。

3 第1項の規定による物品の受入れについては、公募により行うことができる。この場合においては、この要綱の規定を準用する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。